

食肉情報等普及・啓発事業
(都道府県型) の実施希望申請について

令和 7 年 10 月 15 日
公益社団法人日本食肉協議会

当協議会においては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に定める公益目的事業として、食肉情報等普及・啓発事業（都道府県型）を実施しています。

令和8年度におけるこの事業について、別紙のとおり助成対象者、事業内容、実施希望申請期間等事業の申請要件等を定めましたので、事業の実施を希望される団体におかれましては、申請期間内に申請書を提出されますようにご案内します。

食肉情報等普及・啓発事業（都道府県型）の申請要件等

1 助成対象者

（１）この事業の助成の対象となる者は、次の①及び②の者をその構成員としている団体とします。

① 食肉の生産、加工、流通、消費等に関する事業を実施している都道府県段階の団体（会社法（平成17年法律第86号）に定める会社を除く。）

② 消費者団体

（２）団体が任意団体の場合にあつては、次の事項を内容とする規約を有するものに限ります。

① 団体の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項

② 団体の運営に関する事項

③ 団体の会計処理に関する事項

（３）食肉情報等普及・啓発事業（都道府県型）実施要領の第６の規定に基づき、助成金の全部又は一部の返還を求めた団体については、助成事業の選考等に係る第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）の審議を経て、一定期間、助成対象者から除外する場合があります。

2 事業内容

この事業の内容は、次に掲げるものとします。

ただし、販売促進や共同宣伝を主たる目的としている事業は除きます。

（１）催事によるもの

都道府県内において開催される①農業祭等の催事に出席し、又は②食肉フェア等の催事を開催し、又は③セミナー・シンポジウム、料理教室等を開催し、一般消費者を対象に、次のア及びイの欄に掲げる事項を実施するとともに、ウ及びエの欄に掲げる事項のすべて又は一部を実施する事業

ア 食肉（牛肉及び豚肉をいう。以下同じ。）に関する表示、品質、部位、機能等の特徴、保存管理等の情報知識又は食料自給率の向上、畜産政策等行政施策の情報知識又は放射性物質に関する情報知識（以下「食肉関係等情報知識」という。）の普及・啓発

イ 一般消費者の食肉関係等情報知識の普及の状況、この事業による食肉関係等情報知識の理解の状況、この事業の効果等を推計するためのアンケートの実施

ウ 特定銘柄等の食肉の一般消費者への紹介

エ その他食肉関係等情報知識の普及・啓発に関する事項

（２）催事以外によるもの

一般消費者に対し、食肉関係等情報知識を普及・啓発すること等を実施するのに要する事業

3 助成対象経費

この事業の助成対象となる経費は、次に掲げるものとします。

（１）催事によるもの

2の(1)の事業を実施するために、次に掲げる事項のすべて又は一部を実施するのに要する経費の助成

- ① 一般消費者の理解増進の取組みを円滑に行うこと等事業の円滑な実施方法等を検討するための会議の開催
- ② 普及・啓発の対象とする情報知識に関するパンフレット、パネル、ビデオ等資料の作成
- ③ 催事の開催又は出展を日刊紙等に広告掲載その他の手法による一般消費者への周知
- ④ その他この事業を円滑に推進するために必要な事項

(2) 催事以外によるもの

2の(2)の事業を実施するために、次に掲げる事項のすべて又は一部を実施するのに要する経費の助成

- ① 一般消費者の理解増進の取組みを円滑に行うこと等事業の円滑な実施方法等を検討するための会議の開催
- ② 団体自らが開設するホームページ
- ③ 冊子、パンフレット等の作成、配布
- ④ 一般向けに刊行されている雑誌等への掲載
- ⑤ その他この事業を円滑に推進するために必要な事項

4 助成限度額

この事業の1都道府県当たりの助成限度額は、次のとおりとします。

ただし、この助成限度額のうち団体の事務費は80万円、事務費のうちアルバイト代等賃金は50万円を限度とします。

(1) 2の(1)の①又は③(あわせて2の(2)の事業を実施する場合を含む。)の場合で、かつ、

1 催事の場合	250万円以内
2 催事の場合	300万円以内
3 催事の場合	350万円以内
4 催事の場合	400万円以内
5 催事以上の場合	450万円以内

また、2の(1)の②の場合は、上記の助成限度額に各々100万円を加えた額とします。

(2) 2の(2)の場合 250万円以内

5 事業の実施希望申請書

令和8年度において事業の実施を希望される者(以下「事業実施希望者」という。)は、別紙様式の食肉情報等普及・啓発事業(都道府県型)令和8年度事業実施希望申請書により申請して下さい。

6 実施希望申請期間

令和7年10月15日(水)から令和8年2月6日(金)まで

7 郵 送 先

〒 101-0054

東京都千代田区神田錦町 1－16－1（いちご神田錦町ビル 3 階）

公益社団法人日本食肉協議会宛

8 助 成 の 選 考

申請書の提出のあった事業実施希望者の選考は、利害関係者等を排除した第三者委員会で審議します。その審査結果を理事会に報告し、同意を得た上で決定し、その結果については、各事業実施希望者へ 3 月中旬までに連絡します。

9 事 業 の 実 施

選考により令和 8 年度事業の実施者として決定された者は、「食肉情報等普及・啓発事業(都道府県型)実施要領」により、事業を実施していただくことになります。

公益社団法人 日本食肉協議会
 会 長 本 川 一 善 宛

 申 請 団 体 名
 申 請 団 体 所 在 地
 代 表 者 役 職 ・ 氏 名

印

 食肉情報等普及・啓発事業（都道府県型）
令和８年度事業実施希望申請書

令和８年度に係る食肉情報等普及・啓発事業（都道府県型）について、下記のとおり実施したいので、申請します。

催事・申請団体等の概要

1 催事の概要 〔 催事の名称、実施主体、後援等 開催場所、開催日時・期間、延入場予定者数、 申請団体の関与（出展・開催） 〕	
2 実施する事業内容及び消費者にアピールしたい重点事項 〔 事業実施要領別紙様式の事業実施計画書のⅠの事業実施内容を記載すること。 〕 〔 催事以外によるものを実施する場合は、内容を記載すること。 〕	催事によるもの 催事以外によるもの
3 助成希望額	
4 申請団体の概要 〔 構成団体名・代表者名 規約等の有無 連絡先 担当者役職・氏名 TEL・FAX 〕	